

長野市監査委員告示第12号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成23年6月20日

長野市監査委員	増山幸一
同	高波謙二
同	小林義直
同	小林紀美子

措置の通知書

平成 22 年度 財政援助団体等監査 (22 監査第 92 号) 分

指摘事項及び意見	措置 (改善) 状況
<p>(指摘事項)</p> <p>1 経理事務に関すること</p> <p>(1) 伝票及び金銭出納帳の改善を求めるもの (報告書 9 ページ)</p> <p>老人憩の家の「請求および決済伝票」を確認したところ、請求書及び領収書等の添付のないものや、施設長の押印決裁による支払い等の確認がなされていないものが散見された。</p> <p>また、一部の施設では、各施設で管理している金銭出納帳に、利用者が電話を使用した際の電話代を、収入として記載していなかった。</p> <p>伝票及び金銭出納帳の適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(指定管理者)</p> <p>(2) 金券の取扱い及び管理の改善を要するもの (報告書 9 ページ)</p> <p>ア 老人憩の家の回数券について確認したところ、年度末に余った回数券の一部はイベントにおけるボランティアへのお礼として使用されていた。</p> <p>また、利用料金の売上に反映していない回数券を確認したところ、回数券の印刷ミスのために使用できず破棄したとのことであった。回数券は、金券であるので、使用できないものは破棄せず、保管するよう改善されたい。</p> <p>(指定管理者)</p> <p>イ 当日券の年度末における残券の取扱いが、徹底されていないと不明瞭であった。</p> <p>残券は原則、指定管理者本部へ回収されることとなっているようだが、監査にあたり確認したところ、施設において年度末の残券がそのまま保管されているものが見受けられた。</p> <p>また、指定管理者本部から老人憩の家に配布された当日券、回数券の番号等が管理記録簿 (使用記録簿) により管理されていないものが見受けられた。併せて、使用券受領証による本部と施設での受領確認が徹底されていないかった。</p> <p>金券の残券の取扱いと管理記録簿等による管理の徹底をされたい。</p> <p>(指定管理者)</p>	<p>「請求および決済伝票」への領収書の添付及び管理者印については、現場への徹底を行い、本部処理の際には管理者チェックを行っている。</p> <p>電話代については、当該施設には当月収入として再認識させるとともに、その他事業所でも通達を行い、徹底させている。</p> <p>(指定管理者)</p> <p>あまった回数券は以降使用せず、使用不能の券も保管するように規定を設けた。</p> <p>(指定管理者)</p> <p>残券は本部にて回収するとともに、現場との券の配布時には、管理記録簿によるチェックを行うよう徹底した。</p> <p>(指定管理者)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 財政援助団体等監査 (22 監査第 92 号) 分

指摘事項及び意見	措置 (改善) 状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(3) 本部負担金 (本社経費) の取扱いを明確にするべきもの (別表参照)</p> <p style="text-align: right;">(報告書 9 ページ)</p> <p>石川老人憩の家外 5 施設 (東北老人憩の家を除く) の当初予算では、本部負担金 (本社経費) として、2,714,000 円を計上していたが、監査で確認した決算では、本部負担金を 1,728,633 円としていた。</p> <p>この差額については、本部人件費に係る経費を賃金に振り分けたものであった。</p> <p>また、石川老人憩の家外 5 施設 (同上) の実質本社経費 (本部職員人件費等) について、収支決算書を確認したところ、合計 4,750,587 円と算出することができた。</p> <p>その内訳は、① 本部負担金 1,728,633 円、② 業務委託料の内 本部事務委託料 1,620,000 円、③ 賃金 本部職員人件費 (総務担当職員) の賃金への振り分け分 1,401,954 円であった。これは、人件費合計 (35,567,744 円) の 13.4% に当たるものである。</p> <p>本部負担金 (本社経費) を、賃金、業務委託料、本部負担金と複数の勘定科目へ計上することは不明瞭であり、公の施設に係る管理経費等が把握できなくなることから、適切な勘定科目へ計上するよう指導・改善されたい。</p> <p style="text-align: right;">(高齢者福祉課、指定管理者)</p> <p>2 経理規程等の整備に関すること</p> <p>(1) 経理規程等の整備を求めるもの</p> <p style="text-align: right;">(報告書 10 ページ)</p> <p>公の施設の管理に係る経理規程等は、整備されていない状況であった。</p> <p>老人憩の家での現金の取扱い、金券の取扱い等を明瞭にするためにも、経理規程等を整備し、適正な取扱いを徹底されたい。</p> <p style="text-align: right;">(指定管理者)</p>	<p>市としては、本部経費を適切な勘定科目へ計上するよう指導し、指定管理者では、本部経費は「本部負担金」欄で経費を統一した。</p> <p>また、市では、決算書等でも他の勘定科目に振り分けられていないか今後も確認していく。</p> <p style="text-align: right;">(高齢者福祉課、指定管理者)</p> <p>平成 23 年度より経理規定を新規に作成し、現場に周知している。</p> <p style="text-align: right;">(指定管理者)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 財政援助団体等監査 (22 監査第 92 号) 分

指摘事項及び意見	措置 (改善) 状況
<p>(指摘事項)</p> <p>3 利用料の割引様式に関すること</p> <p>(1) 適正な割引様式の整備を求めるもの (報告書10ページ)</p> <p>「長野市老人憩の家設置及び管理に関する条例施行規則」により、利用料金の割引等を受けようとする場合は、指定の様式による申込書を指定管理者へ提出することとなっているが、様式が施設によりまちまちであり、様式中に記載の適用条項も改正前の条例の条文が使われていた。</p> <p>適正な様式を整備し、利用料金の割引等を実施するよう改善されたい。</p> <p>(高齢者福祉課)</p> <p>4 施設管理に関すること</p> <p>(1) 必要な報告を求めるもの (報告書10ページ)</p> <p>所管部局は、指定管理者が実施している入浴設備の水質検査・レジオネラ症に係る検査の結果について、指定管理者へ報告を求めていなかった。施設の衛生面、維持管理面で重要な事項である水質検査等の検査結果について、所管部局は仕様書に基づく月報等により、指定管理者から報告を受け確認をされたい。</p> <p>併せて所管部局は、モニタリング評価において、施設の安全性の観点から、入浴設備の水質に関する評価を実施するよう改善されたい。</p> <p>(高齢者福祉課)</p> <p>(2) 安全管理について改善するもの (報告書11ページ)</p> <p>実地監査において、東北老人憩の家では、建物北側で地盤沈下していることが確認された。施設の機械設備等に不具合が生じることから、早急に対応されたい。</p> <p>また、東長野老人憩の家では、屋根に太陽光による温水器が設置されていたが、使用できない状態であった。腐食等の状況を確認し、温水器を撤去するなど利用者への安全面を考慮し適切に対応されたい。</p> <p>所管部局においては、老人憩の家の安全管理の観点からも、適切な施設管理に一層努められたい。</p> <p>(高齢者福祉課)</p>	<p>老人憩の家利用料金割引・無料申込書については、適正な様式を整備し、平成 23 年 2 月 10 日付けで指定管理者へ通知し改善した。</p> <p>(高齢者福祉課)</p> <p>水質検査結果記録等の提出について、平成 23 年 2 月 10 日付けで指定管理者へ通知し、指定管理者から報告を受けている。</p> <p>また、平成 23 年度のモニタリング評価において入浴設備の水質に関する評価を実施する。</p> <p>(高齢者福祉課)</p> <p>東北老人憩の家建物北側の地盤沈下については、平成 23 年度中に必要な工事を実施する。</p> <p>東長野老人憩の家屋上温水器の撤去については、平成 24 年度に実施すべく予算措置等を行う。</p> <p>今後とも適切な施設管理に努めていく。</p> <p>(高齢者福祉課)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 財政援助団体等監査 (22 監査第 92 号) 分

指摘事項及び意見	措置 (改善) 状況
<p>(指摘事項)</p> <p>5 事業報告書に関すること</p> <p>(1) 事業報告書について改善を要するもの (報告書11ページ)</p> <p>所管部局へ提出された事業報告書を確認したところ、健康講座 (自主事業) の実績報告の内容が誤って報告されていた。</p> <p>また、収支報告書においても、所管部局に提出された決算数値と総勘定元帳による決算数値では、各科目において整合がとれなかった。特に、人件費 (賃金) については、本部負担金 (本社経費) に計上されていた本部職員の人件費を賃金に振り分けたため約140 万円の差額が生じていた。</p> <p>指定管理者は適正な事業報告書を作成するとともに、所管部局は、指定管理者から提出された事業報告書の内容を確認し、公の施設管理に係る経費を適切に把握されたい。</p> <p>(高齢者福祉課、指定管理者)</p> <p>6 未収入金に関すること</p> <p>(1) 適切な使用料 (光熱水費等負担分) 収入を求めるもの (報告書11ページ)</p> <p>仕様書に基づき、指定管理者は、長野市生きがいサービス事業を行う者に、老人憩の家の休館日を使用させている。また、実施に伴う光熱水費等負担分については、当該事業者と協議する旨記載がある。</p> <p>しかし、収支決算等を確認したところ、生きがいサービスに係る使用料6施設分 (年間分219 万円) は未収入金となっていた。</p> <p>また、使用料 (1回 1 万5千円) の算出根拠も不明瞭であった。</p> <p>年間の使用料が決算時までに入金されていないことについて、所管部局は、当該事業者へ使用料の支払方法を改善させるなど、指定管理者への適切な支払を指導されたい。併せて、公の施設の収支内容を適切に把握するためにも、仕様書に則り使用料の内容を明確にされたい。</p> <p>(高齢者福祉課)</p>	<p>指定管理者においては、事業報告書の報告内容について、他資料と相違がないよう再確認し、正確な報告を徹底することを確認し、市では、事業報告書の内容を精査するとともに、本部経費を適切な勘定科目へ計上するよう指定管理者に対し指導した。</p> <p>(高齢者福祉課、指定管理者)</p> <p>市に提出された事業報告書においては当該年度収入分として扱われていたが、実際の帳簿上は指定管理者が年度末に当該事業者へ一括請求し、4月に入金されていたため未収金扱いとなったもの。未収入金が発生しないよう、生きがいサービス委託事業者から指定管理者への支払いが適切に行われるように指導した。</p> <p>また、使用料単価 (光熱水費・人件費等) については実績調査の上、見直しについて検討する。</p> <p>(高齢者福祉課)</p>